

平成28年5月24日

内閣府消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

宮崎県弁護士会
会長 大迫敏輝



意見書送付の件

当会は、常議員会の議決に基づき、別紙の意見書を発表しましたので、ご送付申し上げます。

記

民法上の成年年齢を18歳に引き下げることにについて反対する意見書

(平成 28 年 5 月 20 日 議決)



本件に関する問合せ先

宮崎県弁護士会

〒880-0803

宮崎市旭1丁目8-45

TEL:(0985)22-2466

民法上の成年年齢を18歳に引き下げることについて反対する意見書

第1 意見の趣旨

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについて反対する。

第2 意見の理由

- 1 2015（平成27）年6月、選挙権年齢を18歳以上に引き下げることを内容とする改正公職選挙法が成立し、国政選挙では今夏の参議院議員通常選挙より18歳以上の国民が選挙権を行使できることとなった。

これを受けて、現在、民法の成年年齢の引下げが改めて議論されている。しかし、以下のとおり、成年年齢引下げには多くの問題があり、当会ではこれを是認することはできない。

- 2 民法は、「年齢二十歳をもって、成年とする。」と定め（4条）、また、未成年者の法律行為は、法定代理人の同意がなければ原則として取り消すことができる」とされているところ（5条1項及び2項。未成年者取消権）、民法上の成年年齢の18歳への引下げは、18歳、19歳の若者について未成年者取消権を行使できなくなることを意味する。

未成年者取消権の趣旨は、未成年者には十分な判断能力が備わっていないことを理由として、それゆえに当該未成年者が不測の不利益を被らないよう保護することにある。しかし、20歳を成年年齢と定めた民法の成立時期である明治29年と比べ現代の社会は遥かに複雑化しており、若者を狙った悪質商法等による消費者被害等が後を絶たない。このような現状において、法律行為を行うに必要な判断能力の水準はむしろ上がっているとさえ言えるものであるから、若者の保護の必要性が高まることはあっても、低下することは有り得ない。

そもそも民法の成年年齢を何歳とするかは、何歳をもって、自ら行った法律行為から生ずる法的責任を負わせるに相応しい判断能力を備えるに至ったとするかの問題である。そうであれば、現代の18歳、19歳の若者がこのような判断能力を有していることが成年年齢を18歳とする立法事実となり得ようが、このような立法事実の存在は論じられていない。

このように、18歳、19歳の若者が、法的責任を負うに十分な判断能力を有するか否かの議論を看過して、安易に成年年齢を引き下げられることがあってはならない。

- 3 上記の未成年者取消権の問題は、特に消費者被害の予防・救済の観点からは特に深刻となる。

消費者被害は消費者と事業者の間での情報の偏在が原因となって生ずるものであるが、特に若者を狙った悪質商法などは若者の知識経験不足や軽率さに乗

じること自体がその手口であり、若者が消費者の側に立ったとき、この情報の偏在はさらに顕著なものとなる。このため、若者は高齢者と並んで、消費者被害のターゲットになりやすい。

さらに現代においては、スマートフォンやインターネットを介したゲームによる課金被害、SNSを通じたマルチ商法など、特に若者が被害者となりやすい消費者被害事例が増加している。

民法の成年年齢を引き下げるとは、このような消費者被害事例においても未成年者取消権を行使できなくなることを意味し、個別の消費者被害からの救済を実現できなくなるのみならず、未成年者取消権を行使できるが故に従前20歳未満の若者をターゲットとしなかった事業者も、成年年齢引下げを契機に18歳、19歳の若者にターゲットを拡大することが予想され、消費者被害予防の後退にも繋がってしまう。

したがって、民法の成年年齢の引下げは、若者の消費者被害の拡大に直結するものと言わざるを得ない。

- 4 さらに、民法の成年年齢の引下げは、少年法、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法等、成年年齢を定めた多くの関連法令における成年年齢の引下げの呼び水となりかねない。これらの法令は、それぞれの法令の立法目的や保護法益に合わせて個別具体的に成年年齢を定めているものであるから、民法の成年年齢とは何ら関係がない。しかし、成年年齢を定める最も基本的な法令である民法で成年年齢が引き下げられれば、各法令の立法目的や保護法益を捨象して、「国法上の統一性やわかりやすさ」という単純な理由によって一律に成年年齢が引き下げられてしまう恐れがある。

そればかりか、競馬法、自転車競技法、モーターボート競走法等の公営競技においては、「未成年者」の勝馬（勝者、勝舟）投票券の購入が禁止されているところ、民法の成年年齢が引き下げられればこれらの年齢制限も連動して引き下がることとなり、若者の健全育成の観点からも問題がある。

- 5 以上のように、民法の成年年齢を18歳に引き下げるとは、若者に自らの法律行為から生ずる法的責任を負わせるに十分な判断能力が備わっているかの検証を経ることなく、ただ保護の範囲を縮小するだけとなり、その結果としての消費者被害の拡大が予想される上、他の法令の成年年齢の安易な引下げをも助長しかねないなど、様々な問題がある。

したがって、当会は、頭書のとおり民法の成年年齢の引下げに反対する。

2016（平成28）年5月20日

宮崎県弁護士会
会長 大 迫 敏

